

○ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品	一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品
イ （略）	イ （略）
ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載を希望している医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品	ロ 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載を希望している医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品
二 （略）	二 （略）
三 告示第一条第五号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器	三 告示第一条第五号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器
イ （略）	イ （略）
ロ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している医療機器（当該承認に係る医療機器に限る。）以外の医療機器	ロ 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している医療機器（当該承認に係る医療機器に限る。）以外の医療機器
四 （略）	四 （略）
四の二 告示第一条第五号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品	（新設）

イ
保険適用されている再生医療等製品

ロ
医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している再生医療等製品（当該承認に係る再生医療等製品に限る。）以外の再生医療等製品

四の三 告示第一条第五号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 病院及び診療所にあっては、告示第一条第五号の二に規定する再生医療等製品の使用又は支給を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 薬局にあっては、診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注2の規定に基づく届出を行つた薬局であつて、イに規定する基準に適合している病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき告示第一条第五号の二に規定する再生医療等製品を投与又は支給すること。

五 告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

イ 医薬品医療機器等法第十四条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実

（新設）

五 告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

イ 薬事法第十四条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実

が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省（薬事・食品衛生審議会（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一條に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。第七号の二イ及び第七号の五イにおいて同じ。）が事前の評価を開始した医薬品（当該評価が終了したもの）を除く。）

口 （略）

六・七 （略）

七の二 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器イ 保険適用されている医療機器であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（使用目的、効果又は使用方法に限る。）の一部変更の承認（以下「医療機器一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行わるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして厚生薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始したもの

口 （略）

七の三 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ 前号イに規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該評価が

施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一條に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始した医薬品（当該評価が終了したもの）を除く。）

口 （略）

六・七 （略）

七の二 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器イ 保険適用されている医療機器であつて、薬事法第十四条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に限る。）の一部変更の承認（以下「医療機器一部変更承認」といいう。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行わるものに限る。）を行うことが適當と認められるものとして厚生労働省設置法第十一條に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始したもの

口 （略）

七の三 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ 前号イに規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始され

開始された際に付された条件に従うこと。

口 前号口に規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該申請に係る使用目的、効果又は使用方法に従うこと。

七の四 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ 第七号の二イに規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ 第七号の二口に規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間）

七の五 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品

イ 保険適用されている再生医療等製品であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第九項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に限る。）の一部変更の承認（以下「再生医療等製品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始し

た際に付された条件に従うこと。

口 前号口に規定する医療機器の使用にあつては、当該申請に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に従うこと。

七の四 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ 第七号の二イに規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ 第七号の二口に規定する医療機器の使用にあつては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間）

（新設）

たもの

口 保険適用されている再生医療等製品であつて、再生医療等製品一部
変更承認の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当
該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他の資
料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依
頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して
行われるものに限る。）が受理されたもの

七の六 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める条件
イ 前号イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該
評価が開始された際に付された条件に従うこと。

口 前号口に規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該
申請に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に従うこと。

七の七 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める期間
イ 第七号の五イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては
、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に再生医療等製品一
部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日まで
の期間）

口 第七号の五口に規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては
、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する
処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又
は取下げがあつた日までの期間）

七の八 （略）
八〇十 （略）

（新設）

七の五
八〇十 （略）

[REDACTED]